

京都大学iPS細胞研究所規程

(趣旨)

第1条 この規程は、京都大学iPS細胞研究所（以下「iPS細胞研究所」という。）の組織等に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 iPS細胞研究所は、iPS細胞に関する学理及びその応用の研究を行うことを目的とする。

(所長)

第3条 iPS細胞研究所に、所長を置く。

- 2 所長は、京都大学の専任の教授をもって充てる。
- 3 所長の任期は、2年とし、再任を妨げない。
- 4 所長は、iPS細胞研究所の所務を掌理する。

(副所長)

第4条 iPS細胞研究所に、副所長2名以内を置くことができる。

- 2 副所長は、京都大学の専任の教授をもって充てる。
- 3 副所長の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、所長の任期の終期を超えることはできない。
- 4 副所長は、所長の職務を助ける。

(協議委員会)

第5条 iPS細胞研究所に、その重要事項を審議するため、協議委員会を置く。

- 2 協議委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議委員会が定める。

(研究部門等)

第6条 iPS細胞研究所の研究部門等は、次に掲げるとおりとする。

初期化機構研究部門
増殖分化機構研究部門
臨床応用研究部門
規制科学部門

(研究科の教育への協力)

第7条 iPS細胞研究所は、医学研究科の教育に協力するものとする。

(事務組織)

第8条 iPS細胞研究所に置く事務組織については、京都大学事務組織規程（平成16年達示第60号）の定めるところによる。

(内部組織)

第9条 この規程に定めるもののほか、iPS細胞研究所の内部組織については、所長が定める。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。